

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成20年度
計画変更年度	平成21年度
計画主体	南アルプス市

## 南アルプス市鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署名	農林商工部農林振興課農業振興担当
所在地	南アルプス市小笠原376
電話番号	055-282-1111
FAX番号	055-282-1112
メールアドレス	<a href="mailto:nshinko@city.minami-alps.lg.jp">nshinko@city.minami-alps.lg.jp</a>

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サル</li> <li>・ イノシシ</li> <li>・ シカ</li> <li>・ ネズミ</li> <li>・ カラス</li> <li>・ ムクドリ</li> <li>・ スズメ</li> </ul>
計画期間	平成20年度～平成22年度
対象地域	南アルプス市

- (注) 1 計画期間は、3年程度とする。  
 2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成19年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
サル	果樹	2,280万円 5.4ha
イノシシ	野菜	80万円 0.3ha
シカ	森林	40万円 5.0ha
ネズミ	果樹	340万円 0.9ha
カラス	果樹	260万円 1.0ha
ムクドリ	果樹	320万円 1.0ha
スズメ	稲	160万円 1.6ha

- (注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

南アルプス市は6町村の合併により、白根・櫛形・八田・甲西(一部)地区の果樹地帯と甲西(一部)・若草地区の水田地帯で構成されており、里山地域におけるサル・イノシシ・シカの獣害被害と平地地域におけるカラス・ムクドリ・スズメ等の鳥獣被害が発生している状況であります。

特に、白根・櫛形・甲西の里山地域を中心にサルによる果樹への被害が拡大し深刻な現状であり、収穫時期であります6月から10月にはサルの出没が多数確認され、食害や落下果樹の被害が発生しております。

近年では、鳥獣による被害のなかった地域においても徐々に発生が確認されるなど生息域の拡大も問題なりつつ状況にあります。

- (注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。  
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

獣種	指標	現状値(平成19年度)	目標値(平成22年度)
サル	被害金額	2,280万円	1,700万円
	被害面積	5.4ha	4.0ha
イノシシ	被害金額	80万円	55万円
	被害面積	0.3ha	0.2ha
シカ	被害金額	40万円	30万円
	被害面積	5.0ha	3.8ha
ネズミ	被害金額	340万円	210万円
	被害面積	0.9ha	0.5ha
カラス	被害金額	260万円	190万円
	被害面積	1.0ha	0.7ha
ムクドリ	被害金額	320万円	235万円
	被害面積	1.0ha	0.7ha
スズメ	被害金額	160万円	110万円
	被害面積	1.6ha	1.1ha
計	被害金額	3,480万円	2,540万円
	被害面積	15.2ha	11.0ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	捕獲機材の購入。 一斉捕獲活動の実施。 補助金交付による捕獲の推進。	有害駆除等を依頼している猟友会においても高齢化等により会員の減少が問題となっている状況である。
防護柵の設置等に関する取組	電気柵の設置及び管理。 追上げ・追払い活動の実施。 獣の習性、被害防止技術の普及。 緩衝帯の設置。	電気柵であっても完全に進入を防げない部分(道路、河川)への対応策等。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。  
 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。  
 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

### (5) 今後の取組方針

#### ・電気柵の設置

里山地帯においては、加害獣等の侵入を防ぐための電気柵の設置を進めており、今後も未設置地域においては、随時整備して行く。

#### ・追払い活動

現在、一部里山地域においては、サル接近警戒システムの導入によるサルの侵入状況を確認し、里守り犬(モンキードッグ)によるサルの追払いと地元住民(追払い隊)による追払い活動へ積極的に取組み、併せてサル等の被害発生地域への被害防対策を推進して行く。

#### ・緩衝帯の整備

電気柵の設置とあわせ緩衝帯の整備を進める。

#### ・猟友会等による駆除活動

カラス、ムクドリ等については、猟友会への駆除を依頼しており、今後も市内全域を対象に重点的に展開して行く。

#### ・管理捕獲

サル、イノシシ、シカについては、県の特定鳥獣適正管理事業により、猟友会に依頼し随時捕獲して行く。

#### ・加害獣の習性や被害防止技術の研究等

関係機関等の協力により新たな被害防止対策への調査研究等に取組む。

#### ・ネズミ対策については、JAの栽培技術講習会等において指導を行う。

#### ・猟友会員の高齢化対策については、各猟友会の活動とあわせ、狩猟免許の取得の啓蒙活動等により、随時会員の増加に勤めて行く。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

現在は、巨摩野農業協同組合からの申請により、有害鳥獣捕獲許可証をもって峡中猟友会の市内各分会に依頼して駆除捕獲を行っている。

平成20年度より22年度までは、サル、イノシシ、シカについては、県の特定鳥獣適正管理事業により、猟友会に依頼し随時捕獲を行う。

鳥類については、従来通り有害捕獲を行う。

今後は、地域の状況を勘案しながら鳥獣被害対策実施隊の設置など新しい捕獲体制の整備を検討して行く。

#### (猟友会会員構成状況)

・八田分会	23人	・白根分会	37人
・櫛形分会	22人	・甲西分会	34人
・芦安分会	4人		

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
H 2 0	サル イノシシ	捕獲機材の購入
H 2 0 ~ 2 2	サル イノシシ シカ	捕獲にかかる経費の軽減及び意欲の向上のため、捕獲頭数に応じて補助金等の交付。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
サル、イノシシ、シカについては、山梨県特定鳥獣保護管理計画に基づき実施する特定鳥獣適正管理事業による捕獲計画数との調整を図り、状況に応じた実数を捕獲数とする。			
カラス、ムクドリ、スズメ等については、過去の農作物被害発生状況や有害鳥獣捕獲実績等を勘案し、実情にあった捕獲数を設定する。平成21年度以降については、気候や地域の状況変化等も考慮する必要があると思われる。捕獲計画数の変動も考えられる。			
(捕獲状況)			
	17年度	18年度	19年度
・サル	33頭	62頭	57頭
・イノシシ	9頭	27頭	16頭
・カラス	356羽	513羽	352羽
・ムクドリ	1,051羽	989羽	710羽
・スズメ	97羽	65羽	39羽
・シカ		13頭	9頭

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	20年度	21年度	22年度
サル	70頭	70頭	70頭
イノシシ	50頭	50頭	50頭
シカ	100頭	100頭	100頭
カラス	460羽	460羽	460羽
ムクドリ	900羽	900羽	900羽
スズメ	100羽	100羽	100羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
サル、イノシシ、シカについては、猟友会に依頼し銃及びわな等により、年間を通した管理捕獲の実施。 カラス、ムクドリ、スズメ等については、従来通り猟友会に依頼し捕獲と併せ銃砲等による威嚇活動の実施。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。  
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	20年度	21年度	22年度
サル、イノシシ シカ	・曲輪田地区 電気柵 1,200m (国交付金) ・飯野新田地区 電気柵 450m (県補助金)	・曲輪田地区 電気柵 1,200m (国交付金) ・農業農村整備事業 (御勅使川沿岸地区) 電気柵予定	・曲輪田地区 電気柵 1,000m (国交付金) ・農業農村整備事業 (御勅使川沿岸地区) 電気柵予定

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
20	サル	・既設電気柵の管理、生息行動等の調査 ・犬を活用した追上げ・追払い活動
	カラス ムクドリ	・猟友会等による追上げ追払い活動
	ネズミ	・栽培講習会等における駆除対策の指導
21	サル	・既設電気柵の管理 ・犬を活用した追上げ・追払い活動
	カラス ムクドリ	・猟友会等による追上げ追払い活動
	ネズミ	・栽培講習会等における駆除対策の指導
22	サル	・既設電気柵の管理 ・犬を活用した追上げ・追払い活動 ・緩衝帯整備の実施
	カラス ムクドリ	・猟友会等による追上げ追払い活動
	ネズミ	・栽培講習会等における駆除対策の指導

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称		南アルプス市有害鳥獣駆除対策協議会	
構成機関の名称		役割	
中北農務事務所		農業分野に係る技術的助言	
中北林務環境事務所		林業分野及び捕獲に係る技術的助言	
南アルプス警察署		捕獲及び銃砲分野に係る技術的助言	
峡中・南部農業共済組合		農業分野に係る技術的助言	
巨摩野農業協同組合		農業分野に係る技術的助言	
中央森林組合		林業分野に係る技術的助言	
南アルプス市農業委員会		農業分野に係る技術的助言	
南アルプス市森林振興協議会		林業分野に係る技術的助言	
峡中地区猟友会各分会 ・八田分会　・白根分会 ・櫛形分会　・甲西分会 ・芦安分会		捕獲分野に係る技術的助言	
山梨県鳥獣保護員		捕獲分野に係る技術的助言	
鳥獣害防止技術指導員		鳥獣害防止技術指導員として事業に対する適切な助言	
南アルプス市		事務局	

- (注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山梨県総合農業技術センター	侵入防止柵の設置等に係る助言
山梨県環境科学研究所	サルによる被害対策等に係る助言

- (注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

( 3 ) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

( 注 ) 法第 9 条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

( 4 ) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

中部西関東市町村地域連携軸協議会（鳥獣害対策検討会）  
《 目 的 》  
県域をまたがる広域地域において、野生鳥獣による被害防止対策の充実、強化を図るとともに、関係機関の連携の下、総合的な被害防止体系を確立し農林水産業被害の軽減等に資することを目的とする。  
《 連携市町村 》  
山梨県（南アルプス市、北杜市）  
長野県（南牧村、佐久穂町、南相木村、小海町、川上村）  
《 事業年度 》  
平成 19 年度～平成 22 年度  
《 鳥獣害防止対策事業 》  
（ 事業内容 ）  
・推進体制の整備  
・個体数調整  
・被害防除

( 注 ) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

6 . 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲鳥獣の処理については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法第 88 号）第 18 条により、適正に埋設等の処理を行なうよう指導する。

( 注 ) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7 . その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防除対策、生息環境対策、捕獲対策のそれぞれの事業に取り組み、里地里山、緩衝帯の整備等についても今後検討して行く。

( 注 ) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。